

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方（中間案）の概要

主な現状と課題

・性の多様性についての差別、偏見
（例）差別的な発言、いじめや自殺念慮につながるなどの指摘もある、本人の同意なく情報を暴露（アウティング）など

・家族や身近な人に相談できない
・情報が得られる、相談できるところが必要 など

社会における制度、慣行、施設等での困難 など

性自認に関わる困難（例：性別欄、面接、制服、施設、医療資源）

性的指向・性自認に関わる困難（例：家族同様の扱いされない）

課題の解消・解決

社会全体（県民）の理解を深めること

相談や情報提供などの支援による不安の解消

地域、学校、職場など暮らしにおける困難の解消

めざす社会

差別や偏見などのない、排除されない、人権が尊重される、性の多様性（性的指向・性自認の多様性）が尊重され、多様な生き方を認め合う社会

多様な性にかかわらず誰もが安心して自分らしく、学び、働き、暮らせる社会

誰もが参画・活躍できるダイバーシティ&インクルージョン社会の実現へ

住みたくなる地域、三重へ

◆今こそ未来に向けて社会全体で取り組むべき

<社会情勢の変化>

- ・SDGs（誰一人取り残さない）
- ・ダイバーシティ推進
- ・ハラスメント規制法 等

基本理念

<施策のあり方>

性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進
人権尊重 社会参画の保障と個性・能力発揮 多様な生き方の選択

<社会の共通認識として明示>

性の多様性の尊重 性の多様性を理由とした不当な差別的取扱いをしてはいけない
表明は本人の自由 カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない
情報共有は同意が必要 本人の意に反して情報を暴露（アウティング）してはいけない

責務

県 市町
県民 事業者
教育に携わる者

県施策における配慮、基本計画策定、継続的なチェック（県義務）
市町施策における配慮努力
県民等は理解を深める努力
就労環境及び事業活動での努力
教育活動での努力

基本的施策

啓発・広報

県民への啓発・広報活動
研修（県義務、市町、学校、事業者の努力義務）

教育の推進

学校教育 社会教育

相談対応等

県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積
相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供
各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務）

社会生活・社会参加における対応

学校における安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務）
安心して働ける環境づくり（県努力義務）

事業者等への支援

学校・事業者への啓発・相談にかかる支援（県義務）

基本計画

・取組については、基本計画を定め、その状況を毎年、議会で報告する。

男女共同参画基本計画を、当該条例に基づく計画としても位置付け、毎年の計画のPDCAは男女審共同参画審議会で実施するとともに、議会へ年次報告を行う。